

第百九十三回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十一号

平成二十九年六月十五日(木曜日)

午後二時八分開議

出席委員

委員長 北村 茂男君

理事 江藤 拓君 理事 小泉進次郎君

理事 斎藤 洋明君 理事 福田 達夫君

理事 宮腰 光寛君 理事 稲津 久君

理事 伊東 良孝君 理事 伊藤信太郎君

池田 道孝君 小里 泰弘君

岡下 昌平君 加藤 寛治君

勝沼 栄明君 菅家 一郎君

工藤 彰三君 笹川 博義君

助田 重義君 瀬戸 隆一君

武部 新君 中川 郁子君

中谷 真一君 西川 公也君

古川 康君 細田 健一君

前川 恵君 宮路 拓馬君

森山 裕君 築 和生君

山本 拓君 渡辺 孝一君

中川 康洋君 真山 祐一君

斉藤 和子君 島山 和也君

吉田 豊史君 仲里 利信君

参議院議員 山田 修路君

農林水産大臣 山本 有二君

農林水産副大臣 齋藤 健君

厚生労働大臣政務官 馬場 成志君

農林水産大臣政務官 細田 健一君

政府参考人 北島 智子君

(厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部長)

政府参考人 今城 健晴君

(農林水産省消費・安全局長)

政府参考人 井上 宏司君
(農林水産省食料産業局長)
農林水産委員会専門員 石上 智君

委員の異動
六月十五日

辞任

笹川 博義君

中川 郁子君

西川 公也君

古川 康君

山本 拓君

同日

辞任

岡下 昌平君

菅家 一郎君

工藤 彰三君

助田 重義君

中谷 真一君

補欠選任

中谷 真一君

菅家 一郎君

岡下 昌平君

工藤 彰三君

助田 重義君

同日

補欠選任

西川 公也君

中川 郁子君

古川 康君

山本 拓君

笹川 博義君

六月十五日

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施
に關する法律案(参議院提出、参法第一〇六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に關する件

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政
法人農林水産消費安全技術センター法のの一部を
改正する法律案(内閣提出第三五号)(参議院送
付)
商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施
に關する法律案(参議院提出、参法第一〇六号)

○北村委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、民進党・無所属クラブ所
属委員に対し御出席を要請いたしました。御出
席が得られません。

再度理事をして御出席を要請いたします。の
で、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

(速記中止)

○北村委員長 速記を起してください。

理事をして再度御出席を要請いたしましたが
が、民進党・無所属クラブ所属委員の御出席が得
られません。やむを得ず議事を進めます。

内閣提出、参議院送付、農林物資の規格化等
に關する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技
術センター法のの一部を改正する法律案を議題とい
たします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林
水産省消費・安全局長今城健晴君、食料産業局長
井上宏司君、水産庁長官佐藤一雄君、金融庁総務
企画局審議官天谷知子君、法務省大臣官房審議官
佐々木聖子君、厚生労働省医業・生活衛生局生活
衛生・食品安全全部長北島智子君、海上保安庁警備
救難部長奥島高弘君の出席を求め、説明を聴取い
たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北村委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○北村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。斎藤洋明君。

○斎藤洋明委員 自由民主党の斎藤洋明でございます。
いわけるJAS法等につきまして、十五分間お

時間をいただきましたので、質問させていただきます。

まず何点か、これまでの実績とこれからのこと
につきまして、井上食料産業局長にぜひお尋ねを
したいと思っておりますが、まずJAS法に基づ
く認定事業者数、これは直近十年間で結構です
が、どのように推移しているか、お答えをお願い
します。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

JAS法に基づきます認定事業者数の最近十年
間の動きでございますけれども、認定事業者数の
全体で見ますと、有機食品の規格についての認証
を受けた事業者数が増加しておりますので全体と
してはふえておりますけれども、この中で一般の
飲食品品のJAS規格につきましては認定事業者
数でございますけれども、平成十六年度におきま
しては約二千二百の事業者でございましたのが、平
成二十六年におきましては約千六百事業者とい
うことで、最近十年間で二割強減少しているとい
う状況にございます。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

時代背景に合わせまして、有機JASの認定事
業者がふえているのは大変喜ばしいことだと思
います。一方で、一般事業者の方々のこの数が伸び
悩んでいるということは認識をしなければいけな
いと思っております。JASの手続もそうですし、
手数料もかかりますから、ぜひ、それを上回るだ
けのメリットを民間事業者に感じてもらえるよう
な規格にしていきたいと思っております。

その観点でお伺いをしたいと思っておりますが、
JAS規格につきまして国内外の認知度、特に海
外の輸出振興ということも打ち出していたいた
しておりますので、この国外での認知度も含めて、こ
れを高めていくために今後どのような取り組みを
お考えになつていらっしゃるか、お答えいただきた
いと思

います。

○井上政府参考人 ただいま御指摘いただきまし
たように、JAS規格の認知度を高めていくこと
が重要と考えておりまして、今後も、説明会の開
催を初めとして、さまざまな機会、手段によ
りまして、消費者それから事業者、両方に対し
て、今回御提案申し上げておりますような新た
なJAS規格も含めまして、普及、浸透を図って
いきたいと思っております、またJASマークに
つきましては、JASマークを見たことがあると
いう方は多いわけでございますけれども、それが
何を意味しているのかというのがわかりになる
方が、アンケート結果等によりまして四割程度に
とどまっているということもございますので、J
ASマークのデザインにつきまして、今回の法改
正を機に、消費者の方が一見して何をあらわし
ているのかということが認識できるようにマークに
見直しをさせていただきたいというふうに考え
てございます。

また、海外におきましては、アジアの中では、
JASマークの一部については、それがついてい
ることで商談が成立したというようなケースは
多々ございますけれども、欧米も含めまして、こ
れからさらに普及もしてまいりたいと思いま
すし、またJAS規格につきましては、それをベ
ースとした国際規格を制定していくという取り組
みを行ってまいりたいと考えておりまして、海外
の諸国あるいは国際機関などとの関係の強化も進
めてまいりたいと考えてございます。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

JAS法制定当時は、恐らく、商品の品質であ
りますとか製法につきまして相当ばらつきがあ
った時代には、品質表示としての一般消費者への
信頼度というのはかなりあったのではないかと
思います。ある程度国内の製品の品質の信用が
担保されてきている今現在、改めてぜひJAS規
格の認知度を高める努力をお願いしたいと思
っております。

特に海外につきましては、アジアで一定程度の

認知ということでありますが、ぜひ広く海外に
知が広がるような取り組みをお願いしたいと思
っております。

その関係でもう一点お伺いしたいと思いま
す。公的な国際規格にぜひJAS規格の内容を取り
入れてもらうような運動ということも継続的に
取り組んでいただきたいと考えておりますが、コ
ーデックスあるいはISOといった公的な国際規
格にJAS規格の中身を取り入れさせるような取
組みについて、今後の取り組みについてぜひお
伺いしたいと思います。

○井上政府参考人 国際規格にJAS規格を取り
入れていくための方策ということでございま
すけれども、規格化の対象になります品目や技
術によっても、それが国内外の市場における
ポジション、あるいは誰に何をアピールしたい
のかといったことが異なっております。

したがしまして、これからJAS規格を足が
かりに国際規格を目指すものにつきましては、
具体的な案件に即して、関連の事業者団体あ
るいは農林水産省の関係部局などから成り
ます官民の連携の体制を組みまして、国際
化に向けたロードマップを各案件ごとにつ
くりまして、また、日本語だけではなく、外
国語も含めた規格案の作成を行ったり、また
、コーデックスは原則全会一致ということに
なっておりますし、ISOにつきましても三分
の二等の多数決がとれないと規格にならない
ということがございますので、アジアなどの
諸国との間の関係を構築し、支持をしてくれ
るような国をつくっていくといったようなこ
とに戦略的に対応してまいりたいというふう
に考えてございます。

○斎藤(洋)委員 ぜひ継続的に努力していただ
きたいと思っております。

特にこれは公的な国際規格に限らないん
ですが、国際会議あるいは継続的な会議体とい
うことになりまして、長く顔を出している者
が発言力があるというようなことがしばしば
あります。例えば、日本の公的な規格あるい
はJASについてな

らこの人に聞けば間違いないんだというこ
とを海外の国際機関から認知されるような
人を、もちろん御本人の同意あつてのこと
ですが、十年や十五年ずつとその仕事を
やるんだというようなスベシャリストを
育成することも含めてぜひ考えてい
ただきたいと思っております。

また、国内のコミュニケーションもぜひ
頑張りたいと思っております。今、井上局
長から話がありましたとおり、どの品目
を売り込みたいのか、あるいは国際規格
を取得して海外市場を開拓していきたい
のかということについて国内の民間事
業者とのコミュニケーションを密に
していただいて、官民一体となつてとい
う言葉もいただきましたので、ぜひ官
民一体となつております。

その官民一体となつてという話でお伺
したいんですが、参議院で修正もいた
だいておりますけれども、現行法八条
で、事業者等からJAS規格の制定を
求めることができるという規定があり
ますが、これに基づく申し出の実績は
どうなっておりますか。

○井上政府参考人 今回の改正案の前
の現行法におきましても、事業者等
の方からJAS規格の制定の申し出を
行うことは可能であるわけございま
すけれども、直近の三十年間を見ま
すと、事業者からの申し出の実績は
ないというところでござい
ます。

このため、今回の改正法案におきま
して、これまで最終的な案のような
ものでない事業者の方には出せない、
それを農林水産大臣が関係の審議
会に諮るのか諮らないのか、ある意
味マル・パツをつける最終案のレ
ベルのものしか出せない規定にな
つていたわけでございますけれども、
民間の事業者の方からの提案をよ
り積極的にいただくようにするた
めに、今回の改正案におきまして
は、JAS規格への提案ができる原
案の水準を下げて、成案と言える
ようなものでないレベルのものに
つきましても申し出が可能になる
ような形の改正案を今お諮りして
いるところでございます。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

ハードルが高過ぎたということな
んだと思いますが、ぜひ、先ほども
申し上げましたとおり、官民連携
して、コミュニケーションを密に
して、口頭であつても、民間事
業者がこういう規格をつく
ってくれば我々は海外にア
ピールできる、あるいは国内
市場で一般消費者に品質を
信頼してもらえるという提
案があるかと思っております。
ぜひ、改正後のこの申し出
の実績が積み上げられる
ように頑張りたいと思いま
す。

次に、このJAS規格の信頼性を担保
するには、しっかりと監視をしてい
ること、違反があれば厳正に対
処しているんだという姿勢を
示していただくことだと思
っております。

それを踏まえまして、平成二十一年
度に、JAS法のうち、表示に関する
規制の部分が消費者庁に移
管されていると思っております。
降で結構です、JAS法に基づ
く立入検査、行政指導、それ
から刑事告発の実績をお尋
ねします。

あわせて、刑事告発の案件が
あれば、概要を教えてください
たいと思います。

○今城政府参考人 お答えいた
します。

農林水産省においては、JASマ
ークに係る疑義情報、疑義案
件、こういうものを把握した
場合には、これを解明するた
めに、認定事業者等に対し
て立入検査を実施してござ
います。

立入検査の結果、近年では、例
えば有機農産物の認定事業
者が有機でない農産物に不
正にJASマークを表示した
事案ですとか、あるいは認
定事業者でない事業者が加
工食品に不正にJASマ
ークを表示した事案です
とか、そういうところが
確認されているところで
ございます。

これらに対しては、JAS法に違反
する事案が確認された場合
には、不正なJASマークの
除去・抹消命令、あるいは
認定事業者に対し適正に
JASマークを付す体制の
整備等を命ずる改善命令
、また、過失によつて一
時的に違反をしてしま
つたというような場合には
行政指導ということ
を行っております。

また、このほか、悪質な事案については、JAS法に罰則も設けられておりまして、二十三年、二十四年で二件ほどですが、刑事告発というものを行って、罰金等の刑罰というものになっているという事案もございます。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

ぜひ厳正な取り締まりをお願いしたいと思っております。これは、一般消費者の信頼を勝ち得るためにも、厳正な法執行をしているというアピールをしていただくのは非常に大事だと思っております。

例えば、私は前職で公正取引委員会にいましたが、所管している下請法の執行につきましては、書面調査の件数まで公表しておりました。立入検査の件数も、例えばJAS法に基づく立入検査をこれだけやっているんだということもアピールしていただくことが信頼の獲得につながると思っておりますので、ぜひ、この厳正執行の情報公開にも努めていただきたいと思います。

最後になりますが、JAS規格の認知度の向上、それから公的な国際規格に取り入れてもらうこと、それから規格の信頼性を向上させること、こういったことがこの法改正の趣旨を全うするために極めて重要だと思っております。政府の御決意をぜひお伺いしたいと思います。

○細田大臣政務官 ありがとうございます。

今先生から御指摘がありましたとおり、JAS規格の一層の活用を図っていくに当たっては、JAS制度の信頼性が担保されていることが必要不可欠であるというふうに考えております。

また、今局長から御説明を差し上げました不正事案については、厳正に対処するという方針で臨んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

今後とも、JAS制度の信頼性を確保するために、認証事業者に対する監督については、登録認証機関による監督の強化を図るとともに、登録認証機関に対する農林水産省及び農林水産消費安全技術センターによる監督については、その業務の

実績に応じて調査頻度を弾力化しつつ、無通告調査の実施や命令、公表の措置等を厳正に運用することとしております。

また、今回提案をさせていただいております法改正においては、法人によるJASマークの不正使用等に対する罰金について、現行の自然人と同額の百万円を最大一億円に引き上げる等の措置を導入することとしております。

私どもとしては、このような措置を通じて、まさに先生が御指摘になったとおり、引き続き、JAS制度の信頼性をきちんと担保してまいりたいというふうに考えているところでございます。ぜひ、斎藤先生からこういう点についても御指導いただこう、よろしくお伺いをいたします。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。ぜひ、信頼性の担保をお願いします。

私は、不当表示、景品表示法に基づく取り締まりもかつて職場でさせていただいておりました。日本の農産品の信頼性向上のために、ぜひ汗をかって頑張っていただきたいと思います。よろしくお伺いします。

以上、終わります。

○北村委員長 次に、中川康洋君。

○中川(康)委員 公明党の中川康洋でございます。

きょうは、JAS法等の改正の審査ということで質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

法律の方は幾つか質問させていただきたいと思っておりますが、その前に、大臣に一点、日・EU・EPA交渉の件についてちよつと大臣の御所見を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

七月上旬の首脳会談での大枠合意を目指しております日・EU・EPAにつきましては、今月十三日より、EUのペトリチオーネ首席交渉官が来日をし、いわゆる大詰めの協議が水面下ではありますが続けられている、こういった状況であるというふうにも思っております。

そういった中、一部報道では、政府は、その協議におきまして、特にバターや脱脂粉乳については、低関税輸入枠を設定するのと同時に、その数量についてはおおむね生乳換算で三万トン程度とする、また、豚肉については、差額関税制度を維持しつつTPPと同水準の関税引き下げを行う方向で調整との報道がなされているところでございます。

あくまで報道の範囲でございますが、私は、この日・EU・EPA交渉については、さきのTPP交渉と同じように、攻めるべきものは攻め、そして守るべきものは守るという姿勢が大変に重要であるというふうに考えるのと同時に、おのこの農畜産物の関税等につきましては、さきに合意したTPP参加国との関係から考えても、TPPを上回る水準での合意はやはり認めるべきではないというふうにも考えておる一人でございます。

そこで大臣に伺いますが、農水省としては、この日・EU・EPAの交渉、特に農業分野におけるバターを初めとした乳製品や豚肉などの交渉について、現状どのような御認識をお持ちなのか、伺います。

また、今後、乳製品や豚肉など農業分野における交渉について、まさしく農畜産分野を所管する大臣としてどのようににかかわっていくとお考えなのか、この部分について御答弁をお願いします。

○山本(有)国務大臣 五月二十六日に行われました日・EU首脳会談におきまして、日・EU・EPAのできる限り早期の大枠合意が極めて重要であること、また、両首脳が今後必要な政治的指導力を発揮していくことというのが確認をされました。

そして、委員御指摘のように、脱脂粉乳、バターの低関税枠や豚肉関税の取り扱いについて報道があったことも承知しております。しかし、日・EU・EPAの具体的な交渉内容にかかわることにつきましては、今の段階ではコメントは差し控えてさせていただきます。

は、引き続き、我が国の農林水産業をしつかり守っていくため、農林水産品につきまして、貿易、生産、流通実態等を一つ一つ勘案して、そのセンシティブティに十分配慮しながらしっかりと交渉に取り組んでまいりたいという決意でございます。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

大臣からは、センシティブティに配慮しながら進めていきたい、やはり慎重に、配慮するべきときには配慮しながら行っていく、こういった御答弁をいただいたかというふうにも思っております。

私も、やはり今回の交渉、特に農林水産分野においては、農水省が、また大臣が、我が国の農業を守る、さらには国益を守るという観点から、また、加えて、生産者の思いに立つてどのようにコミットしていくのか、ここは非常に大事であるというふうにも思っておりますので、このタイミングで、いわゆる考え方の一つとして、攻めるべきものは攻める、また守るべきものはしっかりと守っていく。

また、さきのTPP参加国との関係がありますので、そこを超えるような水準での交渉というのは、なかなか、後々に影響してくる可能性があるんじゃないか、こういった思いで質問をさせていただきまして、どうぞよろしくお伺いを申し上げます。

それでは、JAS法等の改正についての法案について、何点か御質問をさせていただきます。

まず一点目に、戦略的輸出体制の整備について二点ほど伺います。

今回のJAS法改正案は、昨年十一月に決定をいたしました農業競争力強化プログラムに示された十三の項目があったわけでございますけれども、その一つであります戦略的輸出体制の整備の取り組みの中で、特に、輸出拡大をさらに促進するための具体的な取り組みの一つとして示されたものであるというふうに理解しております。

が、今後の農林水産品の輸出力の強化、さらには輸出の拡大に具体的にどのようなつながっていくというふうにお考えなのか、農水省の御見解を確認したいと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

海外への輸出に当たりましては、食文化、商慣行が異なる国の事業者あるいは消費者の方に対して物を売っていくということになりますけれども、その際、日本の産品の品質や特色、事業者の技術などを訴求していく上で、規格・認証制度の活用というのが重要かつ有効というふうに考えております。

今回のJAS法の改正におきましては、産品の品質だけではなくて、その生産の方法あるいは管理の方法なども規格の対象にすることができるようになるのでございまして、その具体的な規格についてはこれから検討するわけでございましてけれども、例えばということで申し上げますけれども、我が国伝統の製法で製造された抹茶のJAS規格、その製造の方法について規格化をすることによりまして、抹茶の人気の高い海外市場に類似品と差別化をしながら売り込んでいくといったこと、あるいは、青果物等の鮮度管理方式のJAS規格を定めて活用することによりまして、日本産の青果物等の鮮度の高さを根拠を持ってアピールすることができるといったことが可能になるものと考えてございします。

このように、JAS規格の活用が格段に広がることによりまして、輸出に取り組む際に、これまでよりも多岐にわたる産品や事業者の取り組みの内容について客観的で説得力ある説明、証明が容易になり、これが輸出の拡大につながるものというふうに考えております。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

具体的にはこれからということで、今例えばのお話をいただいたわけですが、今後、具体的に検討していく中で、やはり生産者でありますとか関係するなりわいの方々が具体的にイメージができるような、そしてみずから手を挙げていた

だけのような、そういった方向性をおつくりいただきたいと思っておりますので、その点を御要望させていただきたいと思っております。

もう一点、具体的な動きの中で、本年四月に創設された日本食品海外プロモーションセンター、通称JFOODO、この役割について確認をしたいと思います。

このJFOODOにつきましては、同じく農業競争力強化プログラムで示された戦略的輸出体制の整備の中で、JAS法の改正と同じく、輸出拡大をさらに促進するため、この具体的な取り組みとして位置づけられているというふうにも思っております。

そして、いわゆる日本版SOPEXAの位置づけであるJFOODO、これが今後機能していくわけですが、このJFOODOが今後我が国の輸出拡大に具体的にどのような役割を担うと期待できるのか、この点を確認したいと思っております。また、それにはやはり人的整備も含めた体制の強化、さらには専門性のそういった部分を活用、こういった部分も大事かと思っておりますけれども、人的整備も含めた体制についてどのように考えているのか、この部分もあわせて御答弁を願いたいと思っております。

○井上政府参考人 ただいま御質問いただきました日本食品海外プロモーションセンター、通称JFOODOでございしますけれども、四月の一日に日本貿易振興機構に設置をされまして、日本の農林水産物、食品の輸出の拡大に向けて、具体的に、海外市場の詳細なニーズの把握と、現地の卸、小売、外食事業者等の情報の徹底調査を行いながら、どの国に何をどのように売り込むのかといった日本産品のプロモーション、ブランドディング戦略を立案し、実行してまいります。また、事業者の方の海外での販売活動に対する継続的な支援も行っております。

こうした取り組みを進めるためには、御指摘のように、海外での事業、貿易、あるいは食品関連事業等に精通をした専門家の方が重要であります。

す。

このJFOODOにつきましては、小林栄三センター長のもと、事務局長一名、事務局次長二名を選任し、東京の本部と国内の地域の拠点に人員を順次配置してきておりまして、これまでに東京の本部に十五人、地方に十一人の二十六人を配置しているところでございしますけれども、この二十六人のうち十八人は外部からの登用でございします。ちなみに、センター長、事務局長も民間からの登用ということで、外部の人材を大幅に登用して体制整備を進めております。

JFOODOにおきましては、このように体制の整備がある程度進んできたということで、現在、プロモーション等の戦略の検討を進めているところでございまして、今後、海外にもこのJFOODOの人員を配置しながら、具体的な活動を行っていく予定でございします。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

私は、今回、具体的な取り組みとして、このJFOODO、ここにひとつ期待をしているわけでございしますけれども、やはりそこにならざるを得ない材料を入れるのか、活用していくのかということ、二十六人中十八人を外部から登用していただいたという部分においては、やはり専門性を持った方を登用する、この部分においては方向性は非常に大事であるというふうにも思っています。

そして、これから戦略をどうつくり上げていくかということもございしますけれども、やはりそれぞれの国に対応した戦略が必要なんじゃないかなと思っております。アジアに対応した、欧州に対応した、これはやはり対応の仕方が違うと思いますので、その国に合った戦略をどうおつくりいただいたか、これが今後非常に大事になってくると思いますので、その点も申し上げながら、このJFOODOのこれからの取り組みに御期待を申し上げます。

次に、JAS規格の対象拡大の意義について、既に少し触れていたと思いますが、ここについて確認をさせていただきますと思います。

今回のJAS法改正は、JAS規格の対象を、これまでのいわゆる産品の品質の規格から、製法に関する規格、さらには事業者の管理方式に関する規格、また測定方法や分析方法に関する規格にまで拡大するものであります。

今回、現行のJAS制度の認定事業所とか例えば格付率が減少してきている中で、このようにJAS規格の対象を製法や管理方式、さらには測定方法や分析方法にまで拡大をしていく意義、さらには、目指すべき方向性、国内に向けた方向性と海外に向けた方向性があるかと思いますが、この点を改めて確認させていただきたいと思っております。

○井上政府参考人 JAS規格についてでございますけれども、もともと農林水産品の品質を確保するというところで成果を上げてきたわけでございしますけれども、農林水産物資、食品の品質自身は総じて改善がされてきたことに伴いまして、一定水準以上の品質であること、それ自身では必ずしも取引上アピールにつながらないといったことになってまいりましたし、また、ニーズの多様化に伴いまして、その物に含まれている成分や原材料だけではなくて、それ以外の要素も重視をされる場合が増加をしてきているということでございます。

そうした状況の中で、アピールにつながるような規格を定めていけるように、今回の改正におきましては、これまでいわゆる物の規格、産品の成分等の品質についてのみ定めることができたJAS規格につきまして、産品の成分や性状等だけではあらわせないような特色、事業者の取り組みといったものが反映されるような規格をつくれるようにしてまいりたいと考えているわけでございします。

先ほども御答弁申し上げましたが、具体的に、産品の生産の方法、保管、管理の方法などの取り扱いの方法、あるいは産品の強みを客観的に裏づけるための試験、分析、測定などの試験の方法についてのJAS規格も定められるように

いたしまして、我が国の強みのアピールにつながるような多様な規格をこれから戦略的に策定してまいりたいというふうに考えてございます。

○中川(康)委員 ありがとうございます。最後に、時間が迫ってまいりましたので、一点だけ確認したいと思います。

今回の改正案では、いわゆるJAS規格を国際規格化、ここに向けた方向性で示しをいただいております。しかし、私、ちよつといういろいろな資料を見たんですが、今回のJAS規格を国際規格とすることへの具体的な道筋、これが少し見えなような状況があるのも正直なところでありま

そこで、最後にお伺いしますが、このJAS規格を国際規格にするその具体的なスケジュールとかプロセス、これがもう少し見えるようなそういった御答弁を賜りたいと思っておりますので、その点、最後によりしくお願いいたします。

○井上政府参考人 JASの国際規格化に向けた戦略でございますけれども、これにつきましましては、規格化の対象になる品目として何を選び、技術としてどういうものを選ぶかというのがまずありまして、それぞれの品目、技術ごとに、海外におけるそのポジションも違いますが、またどういうアピールの仕方を誰に対してするのが有効かというものが異なっております。

したがって、今後、個別案件ごとに官民連携の体制を組みまして、国際化に向けた目標、ロードマップをつくり、そしてそれを踏まえて規格の原案をつくることも、国際規格にするために必要な、ほかの国の支持が得られるような関係の構築というのを進めてまいりたいと思っておりますが、具体的には、この法案を成立いただいた暁には、JAS規格を足がかりにしました日本発の国際規格の策定に向けまして、直ちに個別の具体的な案件の抽出、選定に着手してまいりたいと考えております。

○中川(康)委員 ありがとうございます。今回の法改正が有機的に機能していくことを願

いながら、質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございます。

○北村委員長 次に、民進党・無所属クラブの質疑時間に入るのでありますが、御出席が得られておりません。

再度理事をして御出席を要請いたさせていただきますので、しばらくお待ちをいただきたいと思っております。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○北村委員長 速記を起してください。

理事をして再度御出席を要請いたさせましたので、御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

次に、斉藤和子君。

○斉藤(和)委員 日本共産党の斉藤和子です。冒頭、きのうから本日にかけて、自由民主党、公明党、与党は、参議院法務委員会での質疑を拒否し、いきなり本会議で中間報告を押しつけました。憲法違反の共謀罪を強行採決したこと、言葉に尽くせない満身の怒りを込めて強く抗議します。

こんなひどいやり方は、かつてありません。審議を尽くすという議会制民主主義を踏みにじる自殺行為です。国民から選ばれた国民の代表者である国会議員が民主主義を踏みしめるようなことがあつていいのか、こうした流れと徹底的に闘うことを申し上げ、質問をいたします。

JAS法改正案について質問をします。

今回の改正で、機能性表示食品と同様の考え方をJAS規格に持ち込むのではないかと懸念しています。今回の改正で新たに導入される規格は、製品の生産方法、事業者の管理方式、測定・分析方法の三つです。これは、商品の差別化を図り、差別化した商品の広告などによる販売の促進を目的とするものです。

こうした中でも、測定・分析方法は、商品の特定成分を測定したものを規格化するもので、機能性表示食品でも同様の考え方なわけです。今回のJAS法の改正と機能性表示食品との整理をどの

ように行うのでしょうか。

また、測定・分析方法に関する規格では具体的にどのようなものと考えているのか明らかにしてください。

○山本(有)国務大臣 まず、機能性表示食品とJASの測定方法の規格との関係でございます。

機能性表示食品制度というものは、消費者庁へ届け出を行うことによりまして、おなかの調子を整えるなど、食品に含まれる特定成分が有する健康の維持増進に役立つ機能について当該食品に表示するということを認める食品表示法上の制度でございます。

他方、今回のJAS法改正で措置いたしました測定方法のJAS規格、これによりまして、共通の物差しにより製品や技術が比較可能とするものでございまして、消費者がみずから判断し、合理的な選択を行うための情報の提供、充実につながるものでございます。

このため、機能性表示食品に含まれる特定成分について、JAS規格に定める測定方法を活用しますと、特定の事業者による独自の測定結果ではなく、共通かつ客観的な測定結果を示すことができるもの、こうなるわけでございます。

ただし、JAS規格は、機能性表示食品の効能とかあるいは品質の高さまで保証するものではありません。誇大な広告や表示等が行われる場合は、今般整備いたしました不適正な表示に対する規制の措置によりまして是正を求めることとなるわけでございます。

次に、今回の測定方法のJAS規格は、具体的にどのようなものを想定しているのかという御質問でございます。

今回の法改正では、我が国の多様な製品や技術の強みを海外市場において効果的に訴求するため、新たに農林物資に関する試験、分析、測定など、試験等の方法についてのJAS規格の類型を創設しているところでございます。これによりまして、共通の物差しで製品や技術の優劣が比較可能となるものと考えております。

今後、我が国の強みのアピールにつながるJAS規格を戦略的に制定、活用できますように、関係者の意見やニーズを踏まえ、具体的に検討していくこととしております。

以上でございます。

○斉藤(和)委員 その規格の中身は具体的に今後検討することです。

そもそも、先ほど大臣からありましたとおり、機能性表示食品というのは、おなかの調子を整えますとか、脂肪の吸収を穏やかにします。議員会館にセブンイレブンがございまして、そこにもこの表示が書かれた商品が置かれています。特定の保健の目的が期待できるという食品の機能性を表示することができる食品です。

これは平成二十七年四月から始まりました。事業者、つまり企業が責任を持って機能性を証明する文献を添付して届け出たら機能性を表示できる。機能性表示食品という形で認めたわけです。国が個別の許可を出しているわけではありませんが、安全性や機能性の審査を行っているわけでもありません。その結果、今、この機能性表示食品は多くの問題点が指摘されております。

今回のJAS法に、測定・分析方法に関する規格を導入するわけですが、そもそも、それを機能性表示食品に用いることができるというようなお話も先ほどありましたけれども、農林水産物は気候の変動などで成分が変わり得るわけです。その規格の安定性が保証されるところは限られます。それをどのように成分の安定性を保証するとお考えなのでしょうか。

○山本(有)国務大臣 測定の結果の安定性の担保でございますが、試験方法のJAS規格は、産品、技術の強みを効果的に訴求するために、その裏づけとなるデータをとる方法を規格化するものでございます。また、国際基準を満たした試験業者がJAS規格に基づいて試験を行ったときに、JASマークを付した試験証明書を交付することができ、共通の制度をあわせ創設しているところでございます。

試験業者が交付する試験証明書は、まず測定結果でございまして、次に試験サンプルの対象、数、試験実施日等が記載されておりまして、例えば、サンプリングの方法や、試験実施日から経過した期間といった要素により、試験証明書の説得力にはおのずと差が生じるものでございます。

この場合でありまして、試験証明書の特性に関する理解を共有する者の間では特段の問題はなく、取引の円滑化等に貢献できるものと考えております。また、測定結果を取引相手に示すことによりまして、生産者の技術力を証明する材料にもなり得るわけでございます。

このため、試験方法のJAS規格の特性におきまして理解を深めていただくことが重要と考えております。今後、説明会の開催を初めさまざまな機会、手段によりまして、事業者、消費者双方へ普及啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、事業者が一回の測定結果をもってあたかもその製品の全てが同一の成分であると誤解させるような行為のやりとり、そういったことはJAS制度の信頼を損ねるわけでございまして、この場合には事業者に対して是正を求めることとしております。

○斉藤(和)委員 まさに、JASの信頼を損ねないかねないような事態が起こりかねないというふうには私は思うわけです。

大臣は、試験証明書の特性を共有する者の間では問題が起こらないというふうに言いました。そして、そのために情報提供もするし、そういう周知もしていくんだというお話でしたけれども、この試験証明書の意味するところを共有できない人は誤解が起こる、そういうことが起きかねない。それはひいては、JASの信頼を失うことにつながるというところを指摘したいと思えます。

仮に、一度規格を取ったとしても、その後の偽りの商品が流通する危険性というのがある。ないとは言いきれないわけです。

例えば、一度、臭みの少ない養殖魚として規格

を取った後、普通の養殖魚を販売するということが考えられるわけですが、こうしたことをどのように防ぐとお考えなのでしょうか。

○山本(有)国務大臣 信頼性をどう担保するかという問題でございまして。

新たなJAS制度のもとで、我が国の強みのアピールにつながる多様な規格を定めて戦略的に活用していくためには、御指摘のように信頼性というものが何より必要でございまして。

このため、今回、違反事案に対する罰則を引き上げております。そして、抑止効果を高めることがそれによってできると考えております。

さらに、認証事業者に対する監督につきまして、無通告調査の実施など登録認証機関による監督の強化を図ることを考えております。

また、登録認証機関に対する国または農林水産消費安全技術センターによる監督につきましては、その業務の実績に応じて調査頻度を弾力化しつつ、無通告調査の実施や命令、公表の措置等を厳正に運用していきたいと思っております。

登録認証機関等の実質的な審査や立入検査等を行うFAMIIC職員の能力が大事でございまして、その向上を図りながら、十分な体制を整備していきたいと考えているところでございます。

○斉藤(和)委員 信頼性の確保というところで、今大臣から登録試験業者という話がありました。この今回のJAS法で登録試験業者というのが創設されます。これは、農林物資に関する試験の方法についての規格が追加されることに伴い、試験業者の登録制度を創設し、登録を受けた試験業者は、JAS規格による試験を行い、JASマークを付した証明書を交付することができるとしてまいります。

登録制ということは、民間も登録試験業者になるわけです。民間が民間の認証をすることになるわけですが、これで規格の認証の信頼性はどうか担保するの点で、今、違反を強化したなど、立入検査もするというお話がありましたけれども、それが本当に実際にできる、そうした

担保を国は責任を持つてやるという構えがあるんでしょうか。

○山本(有)国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、これまで、罰則について申し上げれば、JASマークの不正使用で、一年、百万円の罰則でございまして、両罰規定も百万円でございました。これが、百万円は変わりないわけでございまして、けれども、法人両罰で一億円というようになっております。罰則の額が格段に上昇したわけでございまして、抑止効果はあり得ると思っております。

また、登録認証機関による監督強化、無通告調査でございまして、安易な、そうしたいいかげんなことをやっていて消費者の信頼を損なうような詐欺的行為につきましては、しっかりと立入検査等でこれを排除していくことが大事であらうと思っております。

そして、この立入調査を行うFAMIIC職員の能力を向上するというのは、先ほど申し上げましたとおりでございまして、そうした意味におきまして、しっかりと体制整備を図っていききたいというふうに思っております。

○斉藤(和)委員 罰則を高めることで抑止効果はあり得る。あり得るではだめで、やはり、しっかりと違反があるようなものを出さない、それが、JASの信頼を損なうようなことにならない、その効果を担保しなければならぬというふうに思っています。

職員の能力向上というお話だったんですけれども、やはり、能力向上だけではなくて、抜本的にふやすという方向も私は本当に、こういう違反行為をなくしていく、立入検査をふやしていく、そういう点でも必要になってくるのではないかと、いうことを指摘したいと思えます。

今回の改正は、JAS規格が、これまで農林物資の品質について証明する表示から、農林水産省の資料にもあるとおり、例えば、伝統的な製法の抹茶をアピールできる、イチゴの新鮮を、鮮度をアピールできる、魚の臭み成分の統一的な測定・分析方法を規格し、養殖技術をアピールできると

いうように、つまり、JAS規格が商品売り込むための広告に、単なる表示から、品質を保証していた表示から広告に変化するというふうに言えるわけです。

例えば、それはテレビのCMに用いることが可能になると思うんですけども、いかがでしょうか。

○山本(有)国務大臣 今回の改正で、事業者による農林物資の取り扱い方法のJAS規格を創設するわけでございまして、そのJASマークは事業者の能力を説明している広告等に付することを可能としております。

また、この広告等は、チラシ、ポスターといった典型的な広告のみならず、御指摘の事業者のテレビCM、ホームページ、あるいは名刺、パンフレット、契約書といった取引に用いる書類、あるいは事業者の事務所、工場、外壁、看板、そういったところへも飾っていただいたり、広告に付していただきたりするわけでございまして。

そうしたことの行為の中で、取り扱い等の方法に関する規定への適合の表示において、ISO、国際標準化機構のルールにおいても、第三者適合マークを文書、広報資料などに引用していることとはほぼ同様でございまして。

こうした扱いをしながら、JASマークのデザインについて消費者が一見して内容を確認することができるように見直すこと、広告等への不正な表示に対する規制を導入するとともに、罰則の整備、強化によりまして健全な広告以外については抑止力を高めること、そして消費者の混乱を招かないように新たな制度を運用していくというようなことが必要だと考えておるところでございいたします。

○斉藤(和)委員 新たな混乱を招かないようにというのは本当にそのとおりだと思います。テレビのCMというのは影響力が絶大です。それだけに、もし虚偽の広告が打たれるようなことがあれば、品質と違う広告が打たれるようなことがあれば、被害が本当に拡大するわけです。

結局、今回の改正というのはJAS規格そのものの性質を大きく変えるものです。成分の保証もされない商品がJAS規格として大々的にテレビCMで宣伝されるようなことがあつては絶対にないわけですね。もちろん初めからそのようなことがあつては大変なわけですが、時間がたつにつれて、本来は安定性や品質の担保がされていない商品が流通し、宣伝されるということは回避できるのかどうか、非常に私は心配です。

心配だけではなくて、本来表示というのは、ケネディの消費者の権利、安全である権利、知らされる権利、選択できる権利、意見を反映させる権利に由来するもので、消費者の根本的な権利にかかわるわけです。それが、広告という企業の宣伝媒体という、JAS規格が消費者の権利に基づく表示、要は、この商品は品質が担保されているのかどうか、一体どんなものが使われているのかどうか、その選ぶ権利に役割を果たしていた表示、この役割を企業の宣伝媒体という広告にすることと権利を奪うようなことがあつては絶対にないというふうに思うわけですが、その点、大臣、いかがでしょうか。

○山本(全)国務大臣 今回のJAS法改正は、品質以外にも、生産方法あるいは管理方法、試験方法のJAS規格を定めることでございます。

これによりまして、消費者にとつても、こだわりの製法の規格化によりまして、こだわりの内容が明らか、鮮明になってまいります。また、取り扱い方法の規格化によりまして、商品について、例えば鮮度が維持されている根拠が明らかになつてくるわけでございます。食品に含まれる成分等の測定方法を規格化、統一することによって、事業者が単に一回測定したものでなくて、測定方法がしっかりとあるということの安心感を醸し出すことができるわけでございます。そして、よりよい物、サービスを選択するための情報がさらに充実していくメリットがございます。

また、JAS規格の類型が拡大しまして、消費者の混乱を招かないように、そのために、説明会

の開催を初め、さまざまな機会、手段により、消費者、事業者双方への新たなJAS制度の普及に取り組みように努めたいと思っておりますし、JASマークのデザインにつきまして消費者も一見して内容を認識できるように見直しを行おうとしております。さらに、マークの不正使用に対する罰則の整備強化によりまして抑止力を高めることとしております。

等々、消費者の混乱を招かないように、新たなJAS制度の運用に努めたいというように考えているところでございます。

○斉藤(和)委員 食品の表示の偽装というのは常に問題になるわけです。JASのこだわりだとか取り扱いだとか成分の分析だとか、それが本当にその表示のとおりやられているのかどうか、それが安心感につながるのか、それが不信になるのか、それはやはり検査体制、ここをしっかりとさせる、ここにかかっていると思います。やはりそのために、人の体制も含めて、混乱の起きない最大限の努力を国には求めたいというふうに思っています。

最後に、既存添加物、食品にかかわって既存添加物の問題について聞きます。

前回、三月八日の当委員会、第九版食品添加物公定書に収載される予定のない既存添加物、昔、天然添加物と言われたものですが、これについて質問をしました。

収載されない既存添加物の品目数が百五十二品目と答弁があり、委員会終了後に私もその一覧表を資料要求したんですが、品目数はまたまた合っていたんですが、収載されない品目名はかなり不正確なものでした。その点、その経緯について明らかにしてください。

○北島政府参考人 お答えいたします。

最初に提出させていただきました資料については、関係資料を整理し、提出用に編集する過程でミスが生じまして、結果として、本来掲載すべき添加物名が掲載されていなかったなどの不正確な資料となったものでございます。

改めて深くおわびを申し上げますとともに、今後このようなことのないよう努めてまいります。

○斉藤(和)委員 収載されないという既存添加物の方も整理した方がはつきり言っていると思うんですね。この第九版の食品添加物公定書に収載されない百五十二品目の既存添加物については、既存添加物として残さずに削除する、そういう立場できちんと整理をする必要があると思うんですが、これも、いかがでしょうか。

○馬場大臣政務官 お答えします。

厚生労働省で作成中の第九版食品添加物公定書におきまして規格基準が定められる予定のない既存添加物百五十二品目については、順次、専門家の意見も聞きながら、規格基準の設定に向けた検討作業を行ってまいります。今お話がありましたように、使用実態がないと認められる既存添加物については、食品衛生法に基づき既存添加物名簿から削除することができるとされておりまして、流通実態がなく規格基準の設定に必要な資料の得られない添加物については、既存添加物名簿から削除する方向で検討してまいりたいと思っております。

○斉藤(和)委員 使用実態のないものは削除するという方向で検討というお話がありました。

既に消費者団体からもたびたび指摘がされているわけですが、この既存添加物というのは、二十年前の食品衛生法改正時の附則の第三条で定められています。経過措置というふうになっているわけですね。この経過措置が二十年間も続いている。使用実態のないものは削除するといつて、あるものは規格基準にして公定書に収載するということがやられていながら、二十年間やって百五十二品目そのままになっている。

これは、もう二十年たつたんだから、経過措置はきっぱり終わりにして整理する。この立場でやる必要があると思うんです。添加物というのは私たちの口に入るものです。食の安全にかかわる問題です。それが経過措置のまま、ある意味、放置されているとまでは言いませんけれども、そういう

う実態がある。これを、やはり二十年たつた今、きっぱりと整理する。その立場でいかがでしょうか。

○馬場大臣政務官 お答えします。

今お話しした件であります。既存添加物は、平成七年の改正食品衛生法附則第二条に規定されているものであります。これは、改正当時既に添加物として使用されていたものの取り扱いを定めたものであります。特に時限を区切った暫定的な制度とされているものではありません。

ただ、厚生労働省としては、第九版の食品添加物公定書において規格基準が定められる予定のない百五十二品目についても、先ほどもお話ししましたが、引き続き、規格基準の設定に向けた検討を進めるとともに、流通実態がなく規格基準の設定に必要な資料の得られないものについては既存添加物名簿から削除する方向で検討してまいりたいと思っております。

○斉藤(和)委員 ぜひ、経過措置が二十年というのは長過ぎるということを改めて強調したいと思っております。

JAS法の改正にしても、この既存添加物についても、やはり国民の皆さんの命にかかわる問題です。そしてまた、権利にかかわる問題です。やはり、国民の権利や自由を奪うような、そして脅かすような、そういう政治であつてはならないということを強く強調して、質問を終わります。

○北村委員長 次に、吉田豊史君。

○吉田(豊)委員 日本維新の会、吉田豊史です。きょうもよろしくお願ひいたします。

前回、前振りをおきましたところ、前回もいつてもきのうのことですから、でも、何か、いろいろなことがあつて本当に遠く昔のことに思えてしまふんですが、各方面から、いやあ、前振り楽しみにしていたのというお言葉を、数は少ないんですが、いただきます。いいただきまして、本当にファンがいない、前振りだけ楽しみにしていると言われ

なかったのは幸いだなと思ひながら、やつていき
たいと思ひます。

きょうは、農林物資の規格化等に関する法律及
び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法
の一部を改正する法律案というところで、JAS
法ということなんですけれども、この委員会でも
いつも申し上げていますが、省略しますよ
ね。省略すると、特に横文字になると、それが本
当に何の言葉の意味の略語だったのかというの
はなかなかわからなくなったりして、JASは、
ジャパン・アグリカルチャー・スタンダード。S
はスタンダードということだと思ひますけれど
も、このスタンダードというのは、これも非常
に、どういうふうに捉えるかということで意味が
変わってくる言葉だと私は思ひます。スタン
ダードは基準であり、それから定番になったり、
そしてそれから、スタンダードという言葉自身
が、何か価値のあるもの、そういうことを意味す
るところもあるわけですね。

だから、JAS法というところは、では、この
JASという規格、この言葉を使って実際に何を
求めているかというところ、これは、私は
非常に重要なこの法案のこれからこのことを意味
している部分になるというふうに考えています。
改めて、まず、現行のJAS規格について、課
題があるからこそ改正していくことだと思
いますので、特に、認定事業所数それから格付率
が低下しているというこの状況についてどのよう
に把握しているか、これを確認したいと思ひま
す。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

現行のJAS規格につきましては、一般の飲食
料品についてのJAS規格の認定事業者数、ま
た、格付率と称しておりますが、JAS規格が設
定をされている飲食料品について、その生産量に
占めるJAS規格がつけられている飲食料品の率
でございまして、このいずれもが近年低下
をしてきておりまして、その要因といたしまして
は、現行のJAS規格につきましては、品質に関

する規格は定められるわけですが、それ以外
の規格が定められないということになって
わけです。近々におきましては、農林水産物資の品質が総じて改善されたこと
に伴いまして、一定水準以上の品質であること、
それだけでは必ずしも取引上のアピールにつな
がらないということ、また、国内外のニーズの多様
化に伴いまして、現行のJAS規格で定め得る成
分や原材料等の基準以外の要素も重視をされてき
ていたことがありまして、そうした状況
も踏まえた上で、今回、品質以外のJAS規格も
定められるような改正案を提案させていただい
ています。

○吉田(豊)委員 基本的に、攻めの農林水産業と
いうときに、出てくる商品をいかに売り売れるも
のにしていくかというところももちろん当面の狙
いなので、そのために、このJAS
という一つの規格というものがどのようにそれを
サポートすることができているのか、私はそれは非常
に大事な考え方だと思ひますし、今ほどの局長の
説明から理解できるところは、やはり、今までに
あったこのJASの規格というのは品質のみ、で
も、そこから本当にその商品自身の価値を高めて
いくためには、ブランディングということがいい
と思ひますが、それだけでは足りないから今回の
改正につながっている、そういうふうには私は理解
するわけですが、改めて、齋藤副大臣に、
攻めの農業とこのJAS法の位置づけ、この関
連をどのように理解すべきかということを確認し
たいと思ひます。

○齋藤副大臣 攻めの農業を目指す中で、農林水
産業の輸出強化、これは極めて大事になってお
ります。世界の方々に日本産品の品質や特色をア
ピールするためには、規格・認証を活用して効果
的にやっていくということが重要である、そこで
つながってくるんだらうと思ひます。

このような背景から、昨年五月に取りまとめら
れました農林水産業の輸出強化戦略におきまし
て、JASの仕組みを活用し、日本産品の品質や

特色を担保する制度の創設を検討することとい
うふうに位置づけられてきて、さらに、同年十一
月、昨年十一月に決定されました農業競争力強化
プログラムにおきまして、戦略的輸出体制の整備
の一環として、JAS法に基づく制度のあり方
を見直すということが位置づけられたところであ
りまして、これらを具体化するために、冒頭申し
上げましたように、我が国の持つ農産物のアピ
ールにつながるように、多様なJAS規格を戦略的
に策定、活用できるように、今回の法改正を提出し
ています。

○吉田(豊)委員 非常にわかりやすい理解ができ
たと思ひます。
その上で、実際、消費者が、今回の改正によつ
て、今までのJAS規格、そして新しい新JAS
規格ということになるわけですが、この
それぞれの位置づけがどうなっていくのか。まず
新しいJAS規格についての位置づけ、これを確
認させていただきますと思ひます。

○井上政府参考人 今回、改正法案の中で御提案
を申し上げております新しいJAS規格でござい
ますけれども、生産の方法であるとか、あるいは
保管、管理、輸送の方法、あるいは試験の方法と
いった、いわゆる取り扱いの方法や試験の方法に
ついての規格を定めるということになりまして、
こうした新たに定めるJAS規格に適合している
ことを認証を受けた事業者の方は、JASマーク
を付すことができるということになるわけござ
います。

○吉田(豊)委員 そして、そういう今までのない
プラスアルファの情報を詰め込むことができる新
しいJAS規格ということになりますけれども、
その新しい新JAS規格、JASマークとい
うものが、普及を図るためには、結局は、最初
に申し上げましたように、JASのSはスタン
ダードですから、それが多くの方々に、スタン
ダード、定番として認められていくということ
が、一番満たすべき重要な項目だと思ひわけ
です。ここについてどのような取り組みを考えてい

るか、これを確認したいと思ひます。

○井上政府参考人 ただいまも申し上げましたよ
うに、今回のJAS法の改正によりまして、生産
方法、管理方法等の多様なJAS規格を制定、活
用することが可能になるわけでございますけれど
も、これが消費者の方にとつての判断の材料に
なったり、あるいは取引先の事業者の方にとつて
判断の材料になるようになることが重要でござ
いますので、このJASマークというのがわかりや
すいものであるということが重要と考えてござ
います。今回の制度改正を機に、JASマークに
つきまして、従来のマークに加えて、何を認証
しているのかということがわかるような、いわば
標語のようなものをつけるようなマークにし
たり、あるいは、海外向けも考えまして、英語等
による表記などもできるようにすることを考えてい
るところでございます。

○吉田(豊)委員 そして、常々言っておりますけ
れども、農林水産の分野のみにおいても、それぞ
れ規格とかそれからマークとか、多様に今準備し
ているわけですね。こういうところにおいて、消
費者の目線からすると、やはり一つ一つのマーク
が何を言っているのかということがわかり
やすくなくちゃいけないし、そして、そのことに
価値がある、意味がある、そのところを両方あわ
せて満たしていかななくちゃいけないと思うので、
既存のそれぞれの規格、そして今回の新JASと
いうことによつてつくられてくるスタンダード、
基準、これがどのようにすみ分け、あるいは共
有、活用されていくのか、その後のビジョン、考
え方を確認させていただきます。

○井上政府参考人 農林水産物や食品分野におき
ます規格には、国内の規格もあれば、国際規格も
ございますし、また、JASのような公的な規格
もあれば、GAPのような民間の規格もございま
す。非常に多数ございまして、現場の生産者、
事業者の方から見れば、自分にとつて意味のあり
そうなものは何か、どれを取ったらいいんだらう
かということが非常にわかりにくいと思ひますの

で、いずれにしましても、現場の方にもわかるように、それぞれの規格がどういうものであつてということをはっきりと説明を今後行わせていただきたいと思ひますし、また、個別の御相談にも応じられるような体制を整備してまいりたいと思ひますけれども、例えば、GAPとJASとの関係で申し上げさせていただければ、お茶について、GAP認証を取るということで、食品の安全あるいは環境配慮などを確保しながら生産を行っているということで、GAPは生産の工程全般にわたつての規格でございますので、そういった安全衛生、環境配慮を行いながら生産を行っていることを示すことができる。ただし、それを取つたとしても、例えば、海外の市場において、日本独自の抹茶を売り込みたいというような場合には、ほかの国の産品との差別化を図るために、我が国の伝統的な抹茶の製法について、これ自身はGAPの認証を取つても証明はしてくれませんので、新しいJAS規格を定めて、それを活用してアピールにつなげていくといったように、複数の規格・認証を組み合わせて活用されるようなケースもあろうかと思ひます。

いづれにしても、現場の方から見ると、さまざまな規格がございますので、わかりやすいような形で御説明をし、また相談に応じながら対応させていただきたいと考えております。

○吉田(農)委員 そういふ意味で、消費者からすると、一つの商品にいろいろなマーク、基準が、規格が張られるところ、それは一方で、わかりやすさとそれから細かさ、具体的な特徴、そこを両立させなくちゃいけないというのは、非常に簡単なようで難しいことだろうと思ひます。

また、それにあわせて、今度は生産する側が、これは常に言つていきますけれども、攻めの農業の主役はまず生産者から始まるわけですから、そこから具体的にはどういふようなものを目指して、最終的に自分たちのつくつていけるものがどういふマークをつけることができるのか、そして、どう

いう位置にその商品が来るのかということをはかり理解して、ビジョンを持った上で生産に取りかかるといふところが一番大事なところだろうと思ひます。

ですから、このところについて、ブランド化ということの考え方、生産者側に対してどのようなアプローチをするか、あるいは、どれを位置づけていくのかというところの考え方を確認したいと思ひます。

○井上政府参考人 先ほど来お答えをしてるところと重複するところもございますけれども、今回のJAS法の改正におきましては、産品の品質だけではなくて、生産の方法、管理の方法など、多様な規格を制定できることとなつておりまして、先ほど例で申し上げましたけれども、例えば、日本の伝統的な抹茶の生産の方法を規格にするとか、あるいは、生鮮食料品を鮮度を維持しながら保管する方法、輸送する方法といったような、事業者あるいは産地の強みのアピールにつながるような規格の制定が可能となるわけでございます。

また、今回の改正におきましては、こういった規格の制定に当たつて、従来は農林水産省の発意によつて規格が制定されてきたわけでございますけれども、民間の生産者、事業者の方からの提案もいただくながら、必要な規格の制定を行つてまいりたいと思ひますし、また、それぞれの事業者、産地の方の農林水産物のブランド化につながるために、こういった規格をつくり、あるいはこういった規格の認証を取れば有利になるのかという点につきましては、こちらからも御説明をさせていただきます、また御相談にも応じさせていただきますと考へております。

○吉田(農)委員 そして、この規格、先ほど齋藤副大臣もおっしゃいましたけれども、やはり輸出に向けてというところは非常に重要な話でして、輸出のところを確保しますけれども、規格は、国際規格になると今度はまたいろいろあると思うんですけれども、世界での規格の今どういう構造に

なつていのかというところ、それから、それをどういう組織がこの規格について考えているのかというところを簡単に紹介いただきたいと思います。

○井上政府参考人 まず国際規格につきましては、主なものとして、コーデックス委員会が定めるコーデックス規格、このコーデックス委員会は、国連の食糧農業機関と世界保健機関によつて設立をされた政府間組織でございますけれども、ここが定めるコーデックス規格、あるいは、各国の代表的な標準機関から成る国際標準化機構が定めるISO規格といったものがございまして、

また、今申し上げたものは公的な国際規格でございますけれども、これ以外に、国際的な民間の規格といたしまして、欧米等の大手の小売業者、大手のメーカー等で形成されております団体の世界食品安全イニシアチブ、GFSIと呼ばれておりますけれども、ここが承認をする民間の認証の仕組みとして、例えばグローバルGAPといったようなものがございまして、

○吉田(農)委員 そして、輸出強化ということですが、国際規格化というところを新JASによつて目指すというこの意義を細田政務官に確認させていただきたいと思ひます。

○細田大臣政務官 吉田先生、連日質疑に立たれていられることに改めて心から敬意を表します。今局長から御説明を差し上げました、一般的に海外取引では、価値観、文化、商慣行が異なる者同士が取引を円滑に行えるように、必要な情報や信頼を担保するための規格・認証が多く活用されております。

海外になじみのない日本の産品についても、その品質や特色、事業者の技術や取り組みなどを訴求する上で、このような規格・認証の活用が重要であるというふうにご考へております。

こうした中で、我が国の産品、事業者にとつて認証を取得しやすいJAS規格について国際的な認知、影響力が高まれば、我が国の輸出競争力をさらに強化することになるといふふうに考へてお

ります。

このような観点から、JAS規格について、その国際的な認知、影響力を高めるべく、私どもとして、所要の予算の確保を含めて、また努力をしてまいり所存でございます。ぜひ先生からも御支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○吉田(農)委員 そして最後に、大臣にお聞きしたいと思ひます。

前振りしきれないのに後振りしちやつてちよつと恐縮なんですけれども、実はよく考えますと、百九十三回国会、これの、中身を審議しているのは、この農水委員会だけが動いていまして、そして私が一番最後の質問者ということで、何と云うか、世の中で言うところの大トリの質問をさせていただいたことになるわけです。

全然ふさわしくない人間が質問していて恐縮ですけれども、本場にきょう、委員の諸先輩方の御指導をいただいて、私もいろいろなチャンスを得たので、質問させていただきます、農林水産の、攻めていく非常に重要な分野だということに改めて認識させていただく国会となりました。そして、また一層、この夏休み、頑張つて前振りを磨いてまいりたいと思ひますので、御期待いただきたいと思ひます。

それで、最終的に、新JAS法ですけれども、国際規格化をするということ、ここについて、やはりこの法案が通ることによつて、いろいろな準備をしていかななくちゃいけない、こう思うわけですが、それについての大臣の考へえを確認させていただきますと思ひます。

○山本(有)国務大臣 今後、国際規格というのはますます重要になると思ひます。貿易が盛んになるといふことは、言語も違う、文化も違う相手との交流でございますし、物のやりとりでございます。そのときに、お互いがわかり合える認証の基準というのは、これまたすごく、今以上に重要になるわけでございます。

HACCPであれ、グローバルGAPであれ、

ISOであれ、コーデックスであれ、既にございます。日本発のこういう基準というのはありません。しかし、日本ブランドというのは海外でつとに有名であり、そして憧れを持たれております。その安全性だとか、あるいは丁寧さだとか、美しさだとかいうようなことをJASに盛り込むことができれば、我々は、単にグローバルGAPで何をしなきゃならぬと右往左往するのではなくて、強みになってくるわけでございます。

そんな意味で、国際的な取引をやる日本の会社にお聞きしますと、先につくる規格というものがないことが悔しいというような話もございまして。今後、そうしたこのJASによりまして、日本ブランドがさらに世界を雄飛しながら、日本産物資が輸出促進あるいは成長ということを遂げていくだろう、こう考えておりますので、その意味は深いというように思っております。

○吉田(豊)委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。終わります。

○北村委員長 現在、民進党・無所属クラブ所属委員の御出席がまだ得られておりません。再度理事をして御出席を要請いたさせていただきます。しばらくお待ちいただきたいと思ひます。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○北村委員長 速記を起してください。ただいま理事をして再度御出席を要請いたしましたが、御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○北村委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。畠山和也君。

○畠山委員 私は、日本共産党を代表して、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農

林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行います。

通称JAS法は、制度当初から、公共の福祉の増進に寄与することを目的としてきました。二〇〇〇年代に入り、飲食料品の原産地等について悪質な偽装表示事件が多発したのを受けて、二〇〇九年に衆議院農林水産委員長提案で、「公共の福祉の増進」を消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に改正しました。これは、生産者と消費者をつなぐ役割を明確化する趣旨であり、それにより、規格制度と表示制度が果たす役割も法文上明確にされました。その上で、反対理由の第一は、この前回の改正趣旨が大きく後退することになるものだからです。

本改正案は、「消費者の需要に即した」との文言を削除するもので、前回改正で明確化した、公共の福祉の増進を踏まえた生産者と消費者をつなぐ役割が後退することになります。また、農林物資の規格化とあわせて食品表示の適正化も担ってきた「食品表示法による措置と相まって」の文言も削除されます。食品表示に関する規定が食品表示法に移管されたという理由ですが、JAS規格は表示と密接なかわりがあるものであり、削除する必要はありません。

反対理由の第二は、品質保証のための表示を掲げた現行JAS法が商品売るための広告を掲げるJAS法へ、法の性格が変わることです。現行JAS法は、規格内容を表示として示し、消費者が品質の確認をできるようにしていましたが、これは、消費者の権利としての表示を体現したものです。本改正案で、認証を受けた事業者は、JASマークを広告等に付する規定を新設することにより、新たな規格を得た商品をテレビCMなど含むさまざまな媒体で宣伝ができるようになります。消費者の権利に基づく表示の役割が失われるようなことがあってはなりません。

なお、修正案は、消費者のためという現行法の

目的が大きく後退するという原案の問題点を改めるものではないので、賛成できません。

以上で反対討論を終わります。(拍手)

○北村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○北村委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○北村委員長 次に、本日付託になりました参議院提出、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案を議題といたします。

発議者より趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員山田修路君。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山田(修)参議院議員 ただいま議題となりました商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案につきまして、その趣旨及び主な

内容について御説明申し上げます。

我が国の伝統と文化である捕鯨に関しては、国際捕鯨委員会における商業捕鯨の一時停止の決定以降、商業捕鯨の再開のために必要な科学的知見を収集するため、国際捕鯨取締条約に基づく鯨類捕獲調査が実施されてきました。

しかしながら、近年、反捕鯨団体による過激な妨害活動により調査の実施に支障が生じ、また、国際司法裁判所の南極における捕鯨訴訟において我が国にとって厳しい判決が出されました。

現在、新たな計画に基づく調査が開始されておりますが、平成二十六年四月の衆議院及び参議院の農林水産委員会における調査捕鯨実施等に関する決議を踏まえ、鯨類に関する科学的調査を国の責務として位置づけ、安定的かつ継続的に実施するための法律の制定が必要とされております。

本法律案は、このような状況を踏まえ、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項について定めることにより、商業捕鯨の実施による水産業等の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的な利用に寄与しようとするものであります。

以下、本法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、鯨類科学調査の基本原則として、主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ること、条約及び科学的知見に基づくこと等の基準を全て満たし、かつ、原則として捕獲を伴うことを定めております。

第二に、鯨類科学調査を国の責務として位置づける観点から、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定を政府に義務づけ、指定鯨類科学調査法人等により調査を実施することとしております。

第三に、鯨類科学調査の費用の補助について定めるとともに、調査研究を行う人材の養成、調査用船舶の確保等の実施体制の整備に必要な措置を講ずることとしております。

第四に、妨害行為の防止及び妨害行為への対応

のための施策として、調査実施主体に対する支援、調査実施海域への政府職員及び船舶の派遣、関係行政機関による情報共有等について規定しております。

第五に、科学的知見の国内外における普及活用、鯨類文化等についての広報活動の充実、捕獲した鯨類の調査終了後における有効かつ合理的な利用及び学校給食における利用の促進等について必要な措置を講ずることとするほか、財政上の措置等について規定しております。

第六に、鯨類科学調査以外に地域で取り組まれている鯨類の科学的な調査についても、必要な措置を講ずることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○北村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○北村委員長 本案につきましては、質疑及び討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○北村委員長 次回は、明十六日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要であることに鑑み、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為の防止及び妨害行為への対応のための措置その他の鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定め、もって商業捕鯨の実施による水産業及びその関連産業の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的な利用に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「鯨類科学調査」とは、鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するための科学的情報を収集することを目的として行う鯨類に関する科学的な調査であつて、鯨類の捕獲その他の方法により行うもののうち、この法律の定めるところにより実施される

ものをいう。

2 この法律において「妨害行為」とは、鯨類科学調査又はこれに必要な物資の輸送その他の鯨類科学調査と密接に関連して行われる行為を妨害する行為をいう。

（基本原則）

第三条 鯨類科学調査は、次に掲げる基準の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴つて実施されるものとする。

一 主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること。

二 我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。

三 必要な研究成果が得られるよう、調査の結果については十分な分析及び研究が行われ、それにより得られた研究成果は広く公表されること。

四 必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める鯨類科学調査についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鯨類科学調査の意義に関する事項

二 鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標

三 前号の目標を達成するために必要な鯨類科学調査の実施に関する基本的事項

四 鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項

項

五 妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項

六 鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等に関する基本的事項

七 鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項

八 その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項

3 農林水産大臣は、あらかじめ法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。第十三条第一項において同じ。）と協議して、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

（鯨類科学調査計画）

第六条 農林水産大臣は、基本方針に即して、実施が必要と認められる鯨類科学調査ごとに、農林水産省令で定めるところにより、鯨類科学調査の実施に関する計画（以下「鯨類科学調査計画」という。）を策定するものとする。

2 鯨類科学調査計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鯨類科学調査の目的

二 鯨類科学調査の実施海域

三 鯨類科学調査の期間

四 鯨類科学調査の方法（鯨類の捕獲により行うものにあつては、その対象とする鯨類の種類及び頭数を含む。）

五 その他鯨類科学調査の実施に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、鯨類科学調査計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

4 農林水産大臣は、鯨類科学調査の実施の状況等を勘案して、適宜、鯨類科学調査計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による鯨類科学調査計画の変更について準用する。

(指定鯨類科学調査法人)

第七條 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、指定鯨類科学調査法人として指定することができる。

2 指定鯨類科学調査法人は、鯨類科学調査を実施すること(次条第一項に規定する協力をする)を含む業務とする。

3 指定鯨類科学調査法人は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に、鯨類科学調査の実施の状況を報告し、鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定鯨類科学調査法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

6 第一項の指定の手続その他指定鯨類科学調査法人に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(指定鯨類科学調査法人以外の者による鯨類科学調査の実施)

第八條 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人のほか、農林水産省令で定めるところにより、試験研究のための鯨類の捕獲を適正かつ確実に

行うことができる能力を有しており、かつ、当該試験研究について指定鯨類科学調査法人の協力を得ていると認められる者を、その同意を得て、期間を限り、鯨類科学調査を実施する主体とすることができる。

2 前項に規定する者が、同項の規定により鯨類科学調査を実施する場合においては、農林水産省令で定めるところにより、その実施する鯨類科学調査の実施の状況を報告し、当該鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

(補助)

第九條 政府は、調査実施主体(指定鯨類科学調査法人及び前条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体とされた者をいう。第十一條において同じ)に対し、予算の範囲内において、鯨類科学調査の実施に要する費用の一部を補助するものとする。

(鯨類科学調査の実施体制の整備)

第十條 政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するため、鯨類に関する科学的な調査研究を行う人材の養成及び確保、鯨類科学調査の実施のための船舶及びその乗組員の確保その他鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(妨害行為への対応等のための調査実施主体に対する支援)

第十一條 政府は、調査実施主体が、妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な船舶、設備若しくは装備を備え、又は船舶の乗組員その他の関係者に妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な知識及び技能の習得若しくは向上のための訓練を行うため、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(妨害行為への対応等のための政府職員の派遣等)

第十二條 政府は、妨害行為の防止又は妨害行為

への対応のため、必要に応じ、水産庁の職員その他その職務に従事する政府職員(以下この条及び次条第一項において単に「政府職員」という)又は政府職員が乗り組む船舶を鯨類科学調査の実施に係る海域その他の場所に派遣し、当該政府職員に法令の規定に基づき必要な措置を講じさせるものとする。

(妨害行為への対応のための関係行政機関の情報共有)

第十三條 農林水産大臣、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長は、鯨類科学調査ごとに、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員(前条の規定により派遣される政府職員及び同条の規定により派遣される船舶に乗り組む政府職員を含む。次項において同じ)その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置の具体的内容について、あらかじめ情報を共有することにより、相互の緊密な連携を確保するものとする。

2 前項の情報共有は、想定される妨害行為の類型ごとに、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規並びに法令に照らし、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置について、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点からできる限り具体的に行われるものとする。

(妨害行為への対応等のためのその他の措置)

第十四條 政府は、外国船舶による妨害行為の防止又は外国船舶による妨害行為への対応のため、外交上適切な措置を講ずるものとする。

2 政府は、妨害行為の発生の防止のため、妨害行為を行うおそれがある外国人について、上陸の拒否その他の入国、上陸及び在留の管理に関する必要な措置をとるものとする。

(鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等)

第十五條 政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用に努

めるとともに、鯨類科学調査の意義に関する国内外における理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣の継承並びに鯨類の利用に関する多様性の確保に関する国内外の理解と関心を深めるため、鯨類に関する文化及び食習慣並びに鯨類の利用についての広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、捕鯨を取り巻く国際環境の改善を図るため、関係国との連携及び関係国への働きかけの強化その他必要な外交上の措置を講ずるものとする。

(鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用)

第十六條 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類のうち必要な調査を終了したものについては、可能な限り加工すること等により有効に利用され、かつ、当該利用が合理的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、我が国の鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣並びに鯨類の利用に関する多様性についての国民の理解と関心が深まるよう、学校給食等における利用が促進されることを優先して講ずるものとする。

3 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の加工、販売等を行う事業者その他の関係者に対しその事業等を妨害されることについての不安を生じさせることがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第十七條 政府は、第九条に定めるもののほか、鯨類科学調査の実施体制の整備、妨害行為への対応、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用その他鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策の実施のために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調

査についての措置)

第十八条 政府は、鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査(鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するために必要な科学的情報を収集することを目的として行うものに限る。)について、当該調査の目的及び実施の状況を踏まえ必要があると認めるときは、第十一条から第十四条まで及び前条に規定する措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 農林水産大臣は、この法律の施行の際現に鯨類に関する科学的な調査(鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するために必要な科学的情報を収集することを目的として行うものに限る。)の実施に関する計画を策定している場合であつて、当該計画が基本方針に即し、かつ、第六条第二項各号に掲げる事項を定めるものであるときは、当該計画をもつて鯨類科学調査計画とすることができる。

3 前項の規定による鯨類科学調査計画に関し、第七条第一項の規定により指定鯨類科学調査法人が指定される日までの間に実施された調査については、同条第三項の規定にかかわらず、当該調査を実施した者が、同項の規定の例により、農林水産大臣に報告しなければならない。

(検討)

4 政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点から、効果的な妨害行為の排除の方法及び取締りの在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて外交上の措置、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

理 由

最近における捕鯨を巡る国際的な状況を踏まえ、我が国の責務として商業捕鯨の実施等のため

の鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するため、鯨類科学調査に関し、基本原則を定め、及び国の責務を定めるとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為への対応のための措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十九年七月五日印刷

平成二十九年七月六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A